

## 物価高騰対策給付金

# こども加算(児童等1人あたり5万円)のご案内

- 物価高騰対策給付金(こども加算)は、物価上昇の負担感が大きい住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯に児童等がいる世帯を支援する加算の給付金です。
- 対象世帯は、**令和5年12月1日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯**で、支給要件に当てはまる方は以下の世帯です。

## 給付金の支給額

児童等1人あたり **5万円**

## 給付金の支給時期

- 【1】は6月4日以降順次支給。
- 【2】は嘉手納町が確認書(または申請書)を受理した日から**1か月後**が目安です。

## 給付対象と申請の有無

### (1)給付対象となる世帯(①又は②のいずれかに該当する世帯)

- ①価格高騰支援給付金(7万円)の対象世帯【住民税非課税世帯】
- ②物価高騰対策給付金(10万円)の対象世帯【住民税均等割のみ課税世帯】

### (2)対象児童等

「(1)給付対象となる世帯」と**令和5年12月1日**において同一世帯となっている**18歳以下**(平成17年4月2日以降生まれ)の児童等

例外として認められる児童等(申請が必要です)

ア.令和5年12月2日以降に出生した乳児

イ.対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童等

※施設入所児童等は対象外。他市町村で、同様の給付金を受給した場合も対象外。

【1】 **価格高騰支援給付金(7万円)**  
を受給した世帯

【2】 【1】 以外の世帯  
(例外として認められる児童を含む)

**申請が不要です**

5月中旬頃振込日に関するお知らせを送付します

※振込口座を変更したい方は、**手続きが必要です。**

詳しくは裏面【1】へ

**申請が必要です**

**申請期間：令和6年8月15日(木)まで**

5月中旬頃に  
確認書を送付いたします

詳しくは裏面【2】へ

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続

## 【1】令和5年度 住民税非課税世帯

### ①「価格高騰支援給付金」(7万円)を受給した世帯

※令和5年12月1日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯が対象です

- 同じ口座に振込するため、振込日に関するお知らせを5月中旬以降に順次発送予定です。(振込については6月4日以降順次支給)  
「物価高騰対策給付金(こども加算)【1人につき5万円】の支給について(お知らせ)」が届いた世帯は、申請等の手続は必要ありません。
- **振込口座を変更又は辞退の希望の方のみ5月27日(月)まで**に手続が必要ですので必ず福祉課まで、ご連絡ください。  
(福祉課窓口にて申請書配布又はホームページでもダウンロード可能です)  
※振込口座の変更を希望した場合、変更書類を受理した日から1か月後が、振込の目安となります。

## 【2】【1】以外の世帯(例外として認められる児童を含む)

**申請期限：令和6年8月15日(木)まで**

### I 「②物価高騰対策給付金(10万円)」の対象世帯の場合

- **5月中旬**に給付内容や確認事項が書かれた確認書が「②物価高騰対策給付金(10万円)」の確認書と合わせて届きます。
- 確認書の内容を確認して、嘉手納町に返信してください。

### II 例外として認められる児童等(ア又はイ)に該当する者がいる場合

ア.令和5年12月2日以降に出生した乳児

イ.対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童等

※施設入所児童等は対象外。他市町村で、同様の給付金を受給した場合も対象外。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に嘉手納町役場福祉課窓口にて、直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



嘉手納町役場 福祉課社会福祉係

**T E L 098-956-1111(内線128)**

受付時間 平日 午前9時～午後5時まで(土、日、祝日除く)